

四、無届欠勤引續一週間ニ亘レル者
五、正當ナル事由ナクシテ出勤常ナラザルコト一ヶ月以上ニ亘レル者

六、工場内ニ於テ私品ヲ作製シタル者

七、當所ノ材料又ハ物品ヲ持出シ若クハ持出サシメ及之ヲ爲サントシタル者

八、當所ニ在籍ノ儘他ノ工場其他ニ勤務シタルモノ

九、故意ニ工場ノ不利益ヲ招致シタル者

十、第五十九條該當者ニシテ情狀重キモノ又ハ同條ノ處分ヲ受クルコト數回ニシテ猶改悛ノ見込ナシト認め

タル者

十一、入職後雇傭契約事項ニ關シ虚偽ノ申出デヲ爲シタル

コト發覺シタルトキ

本條ニヨリ解雇シタルモノニハ退職手當金及豫告手當金ヲ支給セズ

第五十九條 工員左ノ各項ノ一ニ該當スルトキハ其情狀ニヨリ第五十

七條第一項又ハ第二項ノ處分ヲナス

- 一、上長ノ指揮命令ニ服從セザル者
- 二、仕事上ノ失錯ヲ隱蔽シタル者
- 三、當所ノ工員ヲ他ニ誘導シ若クハ他ニ周旋シタル者